

須磨区内自治会向け各種問い合わせ先・補助制度等（令和5年度版）

令和5年6月5日改訂

<目次>

1. 窓口・問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - （1）市政の相談窓口
 - （2）自治会長などが変更となった際の連絡先
 - （3）ごみ・清掃に関して

2. 自治会活動への補助・助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
 - （1）広報掲示板設置補助事業
 - （2）地域集会所新築等補助事業
 - （3）神戸市防犯カメラ設置補助事業
 - （4）その他補助・助成制度

3. 安全・安心情報の電子メールサービス・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
 - （1）ひょうご防災ネット
 - （2）ひょうご防犯ネット

1. 窓口・問い合わせ先

(1) 市政の相談窓口

内容	窓口・連絡先
1) 自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、老人クラブ、子ども会、青少年育成協議会 2) 民生委員・児童委員	1) 須磨区役所地域協働課 大黒町 4-1-1 ☎731-4341 (代表) 2) 須磨区役所保健福祉課 ☎731-4341 (代表) 北須磨支所保健福祉課 ☎793-1313 (保健福祉課直通)
○道路・公園・河川に関すること 道路の不具合、公園の遊具の整備、河川の管理、放置自転車道路、私道舗装等助成・公道化、側溝の清掃等街路灯等の管理、公園・街路樹の維持管理、放置自転車対策等	西部建設事務所 妙法寺字ヌメリ石 1-1 【コールセンター】 道路公園 110 番 ☎771-7498 FAX:050-3156-2904
○ごみ・清掃に関すること 1) 犬・猫の死体処理、ごみ出し支援（ひまわり収集等）、クリーン作戦、クリーンステーションについて 2) 産業廃棄物の不法投棄・野外焼却に関する調査及び担当窓口の案内 3) その他のお問合せ	1) 環境局須磨事業所 小寺町 2-5-16 ☎731-2041 2) クリーン 110 番 ☎771-7499 3) 総合コールセンター ナビダイヤル(0570)083-330 ☎333-3330 FAX333-3314
○水道に関すること 1) 水道を使用する・水道を止める・水道を止める&使用する（市内転居）場合の手続き、水道料金支払い方法、給水措置工事等の融資制度 2) 水道利用料金全般、水道断水・赤水情報、不審な業者、給水装置維持管理等の助成 3) 戸建て住宅の水道の修繕工事	1) 水道局お客様受付センター ☎797-5555 2) 水道局西部センター 大池町 5-6-30 ☎733-6601 3) 水道修繕受付センター ☎0120-976-194

<p>○下水道に関すること</p> <p>1) 下水道に関する相談、私道への公共下水道の設置申請、下水管がつまる</p> <p>2) 水回りのトラブル全般の相談</p> <p>3) 新築・建替えに伴う接続ますの設置申請</p>	<p>1) 中央水環境センター 管理課サービス係 長田区南駒栄町 1-44 ☎641-2711</p> <p>2) 水道修繕受付センター ☎0120-976-194</p> <p>3) 建設局下水道部管路課排水設備係 ☎806-8794</p>
<p>○消防に関すること</p> <p>火災の予防、救急活動、救急講習会、住宅用火災警報器の設置、防災福祉コミュニティ等、地域での防災、消防団・消防活動に関すること</p>	<p>須磨消防署 須磨区中島町 1 丁目 1-1 ☎735-0119</p>
<p>○犬猫に関すること</p> <p>飼犬の登録、ペット飼育マナー啓発看板、犬猫の譲渡、地域猫、ペット迷子、飼犬のしつけ等</p> <p>○食品衛生に関すること</p> <p>食品衛生法等に基づく許可・届出等、食中毒疑い等</p> <p>○環境衛生に関すること</p> <p>理美容室営業の許可・施設の届出、理容師・美容師・クリーニング師免許関係等</p>	<p>【電話相談コールセンター】 生活衛生ダイヤル ☎771-7497</p> <p>【来庁での相談】 西部衛生監視事務所 長田区北町 3-4-3 長田区役所 5 階</p>
<p>○空き家・空き地に関すること</p> <p>1) 近隣の空き家・空き地に困っている。 ※空家空地内の草が伸びて困っている。 所有者に連絡してほしい等</p> <p>2) 空き家の活用（売却・賃貸等）・管理、空家を解体したい、解体事業者を知りたい、空き家・空き地地域利用バンク補助等</p> <p>3) 草刈協力事業者の紹介</p>	<p>1) 須磨区役所地域協働課 大黒町 4-1-1 ☎731-4341（代表）</p> <p>2) すまいるネット（相談専用窓口） 長田区二葉町 5 丁目 1 - 1 アスタくにつか 5 番館 2 階 ☎647-9900</p> <p>3) 神戸市安全対策課 ☎595-6574</p>
<p>○すまいに関すること</p> <p>住み替えサポート、新築・リフォーム、バリアフリー、マンション管理、お持ちの空家相談、すまいの耐震化、補助金制度</p>	<p>すまいるネット 長田区二葉町 5 丁目 1-1 アスタくにつか 5 番館 2 階 ☎647-9900</p>

○市政やくらし、イベント情報	神戸市総合コールセンター ナビダイヤル(0570)083-330 ☎333-3330
○有害鳥獣に関すること イノシシやアライグマなどによる被害等の通報や相談	神戸市鳥獣相談ダイヤル ☎333-4408

(2) 自治会長などが変更となった際の連絡先

自治会の代表者が変更となった場合・ポスター等広報物の送付先が変更となった場合は、下記のいずれかの方法にて、地域協働課まで変更の届け出をお願いいたします。

- ・郵送
 - ・FAX
- } P5「自治会・管理組合 変更届 兼連絡票」をご使用ください。
- ・神戸市ホームページ（右の二次元コードもしくは「須磨区 自治会変更」で検索。入力フォームがございます。）



【届け出先】

須磨区役所地域協働課

〒654-8570 神戸市須磨区大黒町4-1-1

☎731-4341（代） Fax：732-0728

※法人化した自治会（認可地縁団体）の代表者が変更となった場合は、地域協働局地域活性課（☎322-5170）へもご連絡ください。

※ に必要事項をボールペンでご記入下さい

自治会・管理組合 代表者等変更届

※新規登録、解散届を兼ねる

神戸市 区 団体名 自治会・管理組合

団体種別 (丸で囲んで下さい) 1. 自治会 2. マンション管理組合 3. その他

届出者

下記①②③の者は神戸市への個人情報の提出について同意しています。 [はい いいえ

(※届出にあたり、個人情報の提出について本人に同意をとっていただくようお願いいたします。)

① 代表者変更	① 新代表者	ふりがな	<input type="text"/>
		氏名	<input type="text"/>
		住所	<input type="text"/>
		電話番号	<input type="text"/>
		就任年月	令和 年 月 日
	前任者氏名	<input type="text"/>	※住所は町名からで結構です

※代表者宛てにお知らせする場合は、こちらに送付させていただく場合があります。

② 市からの案内(回覧用)送付先等変更	1. 市からの案内(回覧用)は		2. 送付部数を		
	いずれかに○を	<input type="checkbox"/> 1	①の代表者へ送付を希望	<input type="text"/> 部へ	変更を希望 (※変更の場合のみ記入)
		<input type="checkbox"/> 2	別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入		
		<input type="checkbox"/> 3	送らなくてよい (不要である)		
		(2 の場合に記入)			
	② 新送付先	氏名	<input type="text"/>	住所	<input type="text"/>
		電話番号	<input type="text"/>	前任者氏名	<input type="text"/>

※市からの案内(回覧用)は、市政情報チラシ等です

③ ポスター送付先等変更	1. 次回以降、ポスターの送付継続を希望しますか。		<input type="checkbox"/> A 希望する	<input type="checkbox"/> B 希望しない		
	(「A 希望する」場合に記入) ←		いずれかに○を			
	いずれかに○を	<input type="checkbox"/> 1	①の代表者へ送付を希望	3 送付部数を	変更を希望 (※変更の場合のみ記入)	
		<input type="checkbox"/> 2	②の回覧担当へ送付を希望			<input type="text"/> 部へ
		<input type="checkbox"/> 3	別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入			
	(3 の場合に記入)					
	③ 新送付先	氏名	<input type="text"/>	住所	<input type="text"/>	
		電話番号	<input type="text"/>	前任者氏名	<input type="text"/>	

備考

① 本届の取扱いについて

- ・この届出は市長室広報戦略部(ポスター) 地域協働局地域活性課(市政情報チラシ)、区役所地域協働課で共有しますので、3課のうちいずれかへご提出ください。
- ・市から貴団体への行政上の連絡や広報印刷物の送付のために市内部関係課に提供する場合があります。
- ・法令等に基づき実施する事務に関して国、県に提供する場合があります。

② 認可地縁団体の代表者変更は別途手続きが必要です。

地域活性課(TEL:078-322-5170)(FAX:078-322-6133)までお問い合わせください。

神戸市処理欄 FAX E-mail 郵送 来庁
 発信: 広報戦略部 地域活性課 区地域協働課

受付口		処理
R		

(3) ごみ・清掃に関して

○ごみ問題に関する問い合わせ先

対 象	内 容	問い合わせ先
クリーンステーションについて（新設、ネットのつけ方等）	設置や管理に関する相談	環境局須磨事業所 ☎731-2041 FAX731-2043 ※家庭から出るごみと資源の 分け方・出し方（ワケトン BOOK 概要版）は、須磨 区役所まちづくり課（須磨 区役所4階）でも配布
クリーン作戦の実施	クリーン作戦で集めたごみの処理相談 （実施日2週間前までに依頼書を提出）	
ごみの収集日、分別ルール	収集日や分別の確認、説明会の開催	
ワケトンカレンダーの配布 ※数に限りがあります。	ごみを出す日のカレンダーが欲しい	
ひまわり収集	クリーンステーションまでごみを出す ことができない、ひとり暮らしのお年寄り や障がいのある人などを対象（※要件が あります）に、職員が玄関先までごみを 収集に伺うサービス	
カラス対策ネットの配布	カラス対策ネットの無償配布 ※1 クリーンステーションあたり原則1 回、1枚限り	神戸市総合コールセンター ナビダイヤル (0570)083-330 ☎333-3330 FAX 3 3 3 - 3 3 1 4
不法投棄・野外焼却の通報	<ul style="list-style-type: none"> ・原因者の調査 ・（原因者が特定できた場合）不法投棄 原因者に対する不法投棄ごみの回収およ びごみの排出指導 	クリーン110番 ☎771-7499 ※緊急を要するもの・悪質な ものは警察（110）通報

ごみの出し方や資源回収などについては、下記二次元コードからもご確認いただけます。



○資源集団回収活動の助成

古紙（新聞、雑がみ、段ボールなど）などの「再生資源」のリサイクルを推進するため、地域での資源集団回収活動に対して助成金を交付します。

対 象	内 容		問い合わせ先
	拠点回収方式	各戸回収方式	
概ね20世帯以上の 地域住民団体	古紙3品(新聞・雑 がみ・ダンボール)	2円	1円
	その他(牛乳パッ ク・古着・古布)	3円	-

神戸市行政事務センター
（資源集団回収担当）
☎381-5533

2. 自治会活動への補助・助成制度

よく区役所へお問い合わせのある補助・助成制度を掲載しました。活用をご検討される場合、工事等を行う前に、まずは問い合わせ先までご連絡ください。

なお、いずれも申請にあたっては必ず補助要綱などをご確認ください。

(1) 広報掲示板設置補助事業

地域住民同士のコミュニケーションのため、また市・区行政の広報活動にご協力いただくために、区民の住民で組織する団体等が行う掲示板の設置、修繕の一部を補助するもの。

【補助内容】

- ① 補助金額 設置、修繕に要する経費の3分の2以内（100円未満切り捨て）
- ② 補助の限度額 設置・修繕とも6万円（1枚あたり）
- ③ 補助基準 同一年度内3枚まで

【問い合わせ先】

須磨区役所地域協働課 ☎731-4341（代）

(2) 地域集会所新築等補助事業

自治組織が行う集会所の新築、増築、改築、修繕又はバリアフリー化に要する経費の一部を補助するもの。 ※「評定委員会」の審査で選定された場合にのみ助成されます。

【補助内容】

① 補助金額・限度額

種別	補助率	限度額
新築・買収	補助対象経費の2分の1以内	1,200万円
増築		600万円
修繕・改修		300万円
バリアフリー化		200万円※

※「バリアフリー化」は、「増築・改築」または「修繕」との併用も可能です。

② 補助基準（一例）

- ・自治組織によって設置運営及び利用され、住民福祉のために寄与する施設であること。
- ・加入者が50世帯以上の自治組織が存在する地域を対象として設置する施設であること。
- ・会議及び集会に必要な設備を備えていること。
- ・整備の経費が15万円以上かかること
- ・自治組織の加入者の同意があること。

※ 補助を受けた団体は、本補助金を受けた年度を含め5年度以内は補助不可

《参考》令和5年度申請受付期間 令和5年4月3日（月）～令和5年5月31日（水）

【問い合わせ先】

神戸市総合コールセンター ☎333-3330 須磨区役所地域協働課☎731-4341（代）

(3) 神戸市防犯カメラ設置補助事業

地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対して補助するもの。

【補助内容】

① 補助金額

1 ヶ所目

- ・既存の建物や施設等にカメラを設置 → 14万円（上限）
- ・自立柱（ポール）を設置し、カメラを設置 → 17万円（上限）

2 ヶ所目以降

- ・既存の建物や施設等にカメラを設置 → 1箇所あたり8万円（上限）
- ・自立柱（ポール）を設置し、カメラを設置 → 1箇所あたり11万円（上限）

② 補助対象要件（一例）

- ・カメラ、モニター、ハードディスクレコーダー又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- ・上記機器の取り付け又は設置工事に要する経費 等

《参考》令和5年度申請受付期間 令和5年4月17日（月）～令和5年9月29日（金）

【問い合わせ先】

神戸市総合コールセンター ☎333-3330 FAX333-3314

【更新補助】

本補助を活用して、（平成22～26年度に）設置した防犯カメラを更新する際の費用を補助する事業もごございます。対象の防犯カメラの更新を検討されている地域団体の方は、危機管理室（☎322-6238）までお問い合わせください。（対象となる防犯カメラでも補助対象外になる場合があります）

(4) その他補助・助成制度の紹介

○地域提案型活動等助成事業

区民の皆さんが地域課題の解決や活性化のために自ら企画・提案・実施する初動期の活動について経費の一部を助成しています。また企画準備段階の地域活動について、活動の具体化に向けた事業計画の充実を支援する制度も行っています。

- ・助成金額：総活動費のうち30万円を上限として、予算の範囲内で助成します。

※同一活動に対し3年を限度に助成します。（助成金の総額は50万円を上限）

なお、2年目以降の助成も審査のうえ決定します。

《参考》令和5年度申請受付期間 令和5年3月1日（水）～令和5年4月14日（金）

【問い合わせ先】須磨区地域協働課 ☎731-4341（代）

○須磨区民一斉クリーン作戦での資材提供

須磨区では、5・6月と11月の強化月間期間を設定し、地域の皆さんで決めた1日をクリーン作戦の日とし、道路・公園などまちの清掃をお願いしています。強化月間期間中は、代表の方に、軍手・指定ごみ袋・土のう袋などの資材を須磨区役所で配布しています。

- ・【問い合わせ先】須磨区地域協働課 ☎731-4341（代）

○防犯資材支給事業

防犯活動の活性化と継続を図る目的で防犯活動を行う地域団体等に、防犯パトロール活動に必要な防犯資材（防犯ベスト・ジャンパー・帽子・LED誘導灯）を支給しています。

- ・支給の対象となる団体は、「防犯リーダー」が従事して「防犯パトロール」を実施している地域団体です。
- ・「防犯リーダー」になるためには、毎年須磨区役所で開校している「須磨区民防犯アカデミー」を受講・修了し、須磨区長の認定を受ける必要があります。
- ・【問い合わせ先】 須磨区地域協働課 ☎731-4341（代）

○まちなみ緑花ボランティア制度

まちなみの美化と健全な地域コミュニティの育成を目的に、身近な公共空間である公園などの日常的なお世話をしていただくために結成された市民ボランティア活動制度

- ・助成金の支給：管理をお願いする公園の面積、選択作業の内容に応じて、活動の一部費用として助成金を支給。
- ・資材の提供：活動に必要な資材の一部を提供します。
- ・【問い合わせ先】 建設局西部建設事務所 ☎742-2424

○カラス対策ネットの無償配布

カラスの被害や、その恐れのあるクリーンステーションを管理される地域の方へ「カラス対策ネット」を無償配布しています。

- ・配布対象：神戸市が収集する燃えるごみを扱うクリーンステーションで、かつ、カラスによる散乱被害や、その恐れのあるクリーンステーション
- ・配布回数：1クリーンステーションあたり1回
- ・配布枚数：1クリーンステーションあたり原則1枚

※お使いのクリーンステーションにカラス対策ネットがある場合は、既存のネットを引続きご使用ください。

- ・【問い合わせ先】 神戸市総合コールセンター ☎333-3330 年中無休 8時~21時

※須磨事業所から概ね1週間以内で折り返しお電話させていただき、日程調整の後、須磨事業所でステーションの状況を確認の上、お渡ししています。

○市民活動補償制度

自治会等の地域団体の皆さまが、市民活動を安心して行っていただけるよう、神戸市が保険契約を行い、活動中の事故によって、責任者、従事者の方がケガなどをされた場合や、他の人や物に損害を与え、地域団体が賠償責任を負った場合に補償金を支払うもの。

【制度の特徴】

- ① 事前の加入手続きは不要です。事故発生後（30日以内）に手続きをしていただきます。
- ② 保険料は不要です。市民活動が安心して行えるよう、神戸市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

【補償内容】

①賠償責任事故

区 分	補償金額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 1,000万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管者賠償	1事故 500万円	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより損害を与えた場合

②傷害事故

区 分	補償金額	内 容
死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から 180日以内に死亡した場合。
後遺障害	1名 500万円 (限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180日以内に後遺障害が生じた場合。
入院	1日 3,000円 (180日分限度)	傷害事故を原因として事故の日から 180日以内に治療のために入院または通院を要することとなった場合。 ※実際にかかった費用ではなく、日数で計算されます。
通院	1日 2,000円 (90日分限度)	
手術	入院補償が給付される場合に保険契約に定める額を給付します。	

【手続き方法】

制度を利用される方は、事故の日から30日以内に報告書（様式第1号）を須磨区地域協働課に提出してください。なお、保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、提出されても補償金が支払われないことがあります。

詳細については、右記二次元コードからご確認ください。



【問い合わせ先】

地域協働局地域協働課 ☎ 3 2 2 - 6 4 8 6

須磨区役所地域協働課 ☎ 7 3 1 - 4 3 4 1 (代)

《その他の補償制度》

○兵庫県ボランティア・市民活動災害共済

ボランティア活動中、万が一の事故に備える保険です。申請様式は、窓口で配布しています。(事前の加入手続きと保険料が必要です)

○兵庫県ボランティア活動等行事用保険

ボランティアグループ・市民活動団体等が主催者となる行事・イベントなどでの事故に備える保険です。申請様式は、窓口で配布しています。(事前の加入手続きと保険料が必要です)

【問い合わせ先】須磨区社会福祉協議会ボランティアセンター ☎731-8922

3. 安全・安心情報の電子メールサービス

(1) ひょうご防災ネット

神戸市や兵庫県から市民の方々に風水害時の避難勧告などの緊急情報や地震情報・津波警報などの緊急気象情報を、登録した携帯電話や情報端末に電子メールでお知らせするサービスです。

ホームページ (<http://bosai.net/kobe/>) にアクセスするか、右の二次元コードから接続し、画面の指示に従い登録をお願いします。



【重要】登録時のご注意 (迷惑メール防止設定をされている方へ)

登録内容確認の返信メールが info@bosai.net から携帯に送信されますので、事前に info@bosai.net からのメール受信をできるようにしておいてください。

【問い合わせ先】危機管理室 (☎322-6237)

(2) ひょうご防犯ネット

兵庫県警察から、犯罪情報や防犯情報(情報の種別、地域選択可)をメールでお知らせします。

※ひょうご防犯ネットは、令和元年10月より新システムとなっております。

犯罪発生マップなど新しい機能が追加されているので、登録をお願いします。

【登録方法】

・ support@police.pref.hyogo.lg.jp に空メールを送信。

(送信の際、必ず件名を入力してください。入力内容は問いません。)

・ 空メール送信後、「ひょうご防犯ネット」からメールが返信されますので、送信画面の案内に沿って登録手続きを行ってください。

・ 迷惑メールを設定している方は、hbnet@police.pref.hyogo.lg.jp からのメールが受信できるように設定をお願いします。

・ 右の二次元コードでも登録できます

・ 【問い合わせ先】

兵庫県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室 ☎341-7441

